

ふるさと納税制度に係る 返礼品等の基準について

令和6年9月

日置市総務企画部商工観光課

返礼品等の定義について

平成31年総務省告示第 179号第 3 条にて、返礼品等として規定されている「物品又は役務と交換させるために提供するもの」とは、寄附したタイミングよりも一定期間後において返礼品等（地場産品基準のいずれかに該当するものに限る。）と交換することのできるポイントや施設利用引換券の類いのものを指します。証票に記載されているもののみならず、電子機器その他のものに電磁的方法により入力されたものを含みます。

交換される対象については、地場産品基準のいずれかに該当する必要がある、地場産品基準に適合するものと適合しないものとの選別が困難な店舗を当該ポイント等の使用可能店舗として指定することは認められません。

○ 認められると考えられる例

- ・ 日置市内で生産された農作物のみを取り扱う直売所の買物券

× 認められないと考えられる例

- ・ 地場産品以外の商品も販売している日置市内のスーパーマーケットやドラッグストア等において、地場産品以外にも利用可能な地域共通券
- ・ 日置市内のゴルフ場でのプレー料金だけでなく、併設されたグッズショップにおいて日置市外で製造されたゴルフグッズを購入する際の支払いにも充当可能なゴルフ場利用券
- ・ 日置市内のホテルの宿泊代だけでなく、併設された売店において日置市外で製造された飲料を購入する際の支払いにも充当可能なホテル利用券

地場産品について

ふるさと納税は、住所地団体に納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い途も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要です。したがって、返礼品等を提供する場合は、「当該地方団体の区域内において精算された物品又は提供される役務その他これらの類するもの」（以下「地場産品」という。）とすることとされており、平成31年総務省告示第 179号第 5 条において、地場産品基準が定められています。

地場産品基準は次のとおりです。

地場産品基準第1号

日置市内において生産(栽培・繁殖・肥育・養殖・水揚げ)されたもの

地場産品基準第2号

日置市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

また、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記することとなっています。

○ 認められると考えられる例

- ・ 日置市内で生産された牛乳や果物を100%使用して、区域外で製造されたジェラート
- ・ 日置市内で生産された酒米を100%使用して、区域外において醸造した地酒
- ・ 日置市内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用して、区域外の工場で加工したリンゴジュース
- ・ 原材料の柑橘のうち9割以上に日置市内で生産された柑橘を使用したジュース

× 認められないと考えられる例

- ・ 製造に用いる牛乳のうち日置市内で生産された牛乳を約1割使用した、日置市外製造のアイスクリーム
- ・ 日置市内で生産された醤油・ポン酢を使用した、日置市外で加工されたもつ鍋・水炊き
- ・ スチール缶の原材料となる鉄を日置市内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

地場産品基準第3号

日置市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

また、ふるさと納税の募集に際し、その旨や区域内で行われた工程の詳細をポータルサイト上等に明記することとなっています。

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

（参考）実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

地場産品基準第3号イ(熟成肉)

鹿児島県内において生産された食肉を原材料として、日置市内において熟成したもの

食肉の原材料となる家畜が「生産」された区域とは、原材料となる家畜の飼養が行われた区域のことを指し、家畜市場やと畜場等が所在し飼養が行われていない区域は該当しません。

地場産品基準第3号イ(精米)

鹿児島県内において生産された玄米を原材料として、日置市内において精米(無洗米加工を含む)したもの

地場産品基準第3号ロ(企画立案)

日置市内において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行われており、当該製品の製造業者により、**当該製品の付加価値の過半が日置市内で生じている旨の証明**がなされたもの

日置市内で行われる主要な工程が、企画立案や商品設計、研究開発等、物品に実質的な変更を加える製造・加工以外のものである場合、直ちに当該基準に該当するものではありません。

この場合、当該製品の製造業者により、当該製品の価値（価格）の過半が日置市内で生じている旨の証明がなされた場合に限り、当該製品を返礼品として提供することが可能となります。

○ 認められると考えられる例

- ・ 日置市内の事業者が日置市外で生産された原材料を使用し、日置市内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 日置市外で生産された豚肉を、日置市内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 日置市外で生産された原材料を用いて、日置市内の醸造所において醸造した酒
- ・ 日置市外で生産されたガラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん）細工や漆芸を日置市内において日置市内事業者が施した工芸品

× 認められないと考えられる例

- ・ 海外で生産し、日置市内事業者が検品を行っているラジオ
- ・ 日置市外で生産されているが日置市内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
- ・ 日置市内事業者がパッケージしている日置市外で生産されたフルーツ
- ・ 日置市外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの
- ・ 日置市外から調達したブロック肉を、日置市内で単なる切断・パック詰めした精肉
- ・ 日置市内での工程が、枝肉の切断である精肉
- ・ 輸入した海外産の牛肉を日置市内で熟成させたもの
- ・ 県外で収穫した玄米を日置市内で精白したもの

地場産品基準第4号

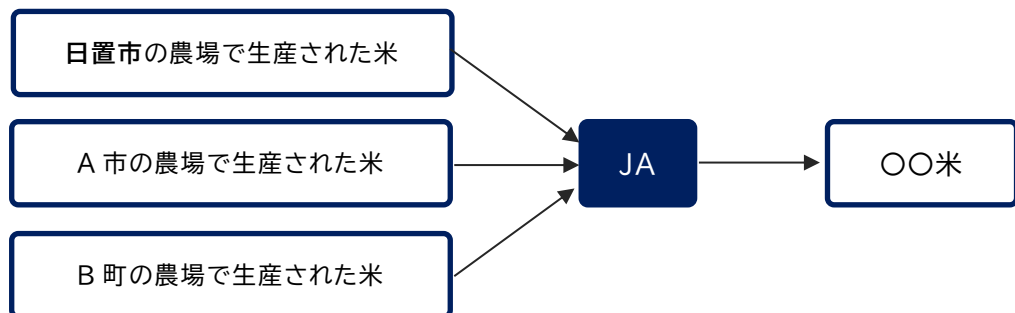
日置市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村内において生産されたものと混在したもの ※流通構造上、混在することが避けられない場合に限る

日置市から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものです。単に、日置市外で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、基準に該当するものではありません。

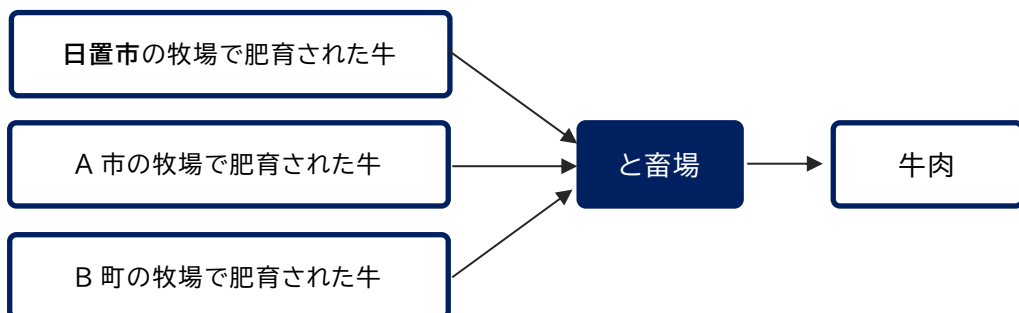
○ 認められると考えられる例

- ・ 日置市を含む複数の市町村を管轄する J A に日置市内で生産された米を出荷して、当該 J A が日置市外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- ・ 日置市内で生産後、複数の市町村を管轄する J A に出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
- ・ 日置市内で肥育後、近隣の市町村を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、近隣の市町村で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉

(例 1)



(例 2)



× 認められないと考えられる例

- ・ 日置市内で生産されたものと日置市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

地場産品基準第5号

日置市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から日置市の独自の返礼品等であることが明白なもの

日置市の広報の目的で生産されたもの。一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、基準に該当するものではありません。

また、かつての産地であったことや、今後日置市として売り出そうとしていること、日置市の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、日置市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、基準に該当するものではありません。

○ 認められると考えられる例

- ・ 日置市のゆるキャラグッズ
- ・ 日置市をPRするためのオリジナルのポストカード
- ・ 日置市をホームとするスポーツチームの応援グッズ

× 認められないと考えられる例

- ・ かつて玩具の一大産地であったことから日置市内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では日置市内に工場がなく日置市外で製造する玩具
- ・ 日置市内で創業した事業者が日置市外で生産する即席麺
- ・ 日置市の出身者であるパティシエが日置市外で製造する洋菓子
- ・ 包装紙に日置市名が記載されているだけのもの
- ・ 日置市外で製造している電子機器類の待受け画面に、日置市の名称やゆるキャラ等を表示させたもの
- ・ アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと日置市がコラボレーションしたロゴを印字した日置市外で製造するアウトドアグッズ
- ・ ゴルフによる町おこしの一環として、日置市外で製造されたゴルフ用品に日置市のキャッチコピーを印字したもの
- ・ 市のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー

地場産品基準第6号

前1号～5号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供する者の価値全体の七割以上であるもの

「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断します。

「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるものの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断します。

また、ふるさと納税の募集に際しては、上記の旨をポータルサイト上等に明記し、地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが明白にすることとなっています。

○ 認められると考えられる例

- ・ 日置市内で製造されたそばと日置市外で製造されたそばつゆのセット
- ・ 日置市内で製造された曲げわっぱの弁当箱と日置市外で製造された弁当箱の収納袋のセット

(例)

そば 3,000 円 (85.7%)	+	そばつゆ 500 円 (14.2%)
-----------------------	---	-----------------------

×認められないと考えられる例

- ・ 日置市外で生産された商品と当該地方団体のPR冊子をセットにしたもの
- ・ 日置市外で製造されたビールと日置市内で生産されたタオルをセットにしたもの
- ・ 海外製のタブレット端末に日置市内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの
- ・ 日置市内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの
- ・ 日置市内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

地場産品基準第7号

日置市内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が日置市に相当程度関連性のあるもの

社会通念上、区域外の同種の役務では代替困難なものに限って該当するものであるとして、日置市内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものはこれに該当しません。

日置市を訪れるための航空券等の交通手段のみを単独で提供する場合は、「区域内において提供される役務」及び「その他これに準ずるもの」のいずれにも該当しません。

日置市内において提供される役務と、日置市を訪れるための航空券等の交通手段を組み合わせた返礼品等は、日置市内において提供される役務が、当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合に限り、「その他これに準ずるもの」に該当します。具体的には、寄附者が日置市を訪れて、日置市内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンが該当します。

なお、日置市内で提供される役務が宿泊以外であっても、日置市内を巡る観光ツアーや、日置市内におけるレジャー体験などが当該返礼品等全体の主要な部分と認められる場合は該当となります。ただし、日置市内における役務が食事の提供のみである場合や、日置市内の滞在が短時間となる観光ツアー・レジャー体験など一時的な役務の提供にとどまるものは、該当なりません。(これらの役務の提供を受けるための通常の価格が交通手段の通常の価格を上回る場合を除く。)

日置市外で提供される役務であっても、「当該役務の主要な部分が日置市に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認められる場合があります。

○ 認められると考えられる例

- ・ 日置市内で日置市長の一日体験を行うもの
- ・ 日置市が日置市内で主催する花火大会の観覧
- ・ 日置市直営の美術館、博物館等への入場（券）
- ・ 日置市内で提供されるお墓の清掃サービス、雪下ろしサービス、見守りサービス
- ・ 地域の特産品をPRするための日置市外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、日置市内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供

- ・日置市内の事業者が車いす用に製作した着物を日置市外で提供（レンタル以外の工程はすべて日置市内で行っているもの）

× 認められないと考えられる例

- ・日置市内にある全国的に展開している飲食店における飲食
- ・日置市内にある全国的に展開している美容施設での施術
- ・日置市内を訪れず利用することができる宅配クリーニング
- ・日置市内において旅館経営している事業者が都内において経営している店舗で使用可能な食事券
- ・日置市内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント
- ・日置市内に教室を設ける講師が、日置市外の受講者を対象にオンラインで実施する英会話等のレッスン

地場産品基準第7号の2

日置市内に所在する宿泊施設であって、鹿児島県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、鹿児島県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

旅館業法（昭和23年法律第 138号）第3条第1項に規定する許可（以下「営業許可」という。）を受けて、当該宿泊施設において同法第2条の旅館業を営む者が、鹿児島県内でのみ旅館業を営んでいる場合に該当します。

なお、当該宿泊施設の営業許可に係る名称に、特定のホテル・旅館等のブランド名を冠しているもの（当該ブランドを展開する事業者による直営のほか、フランチャイズ、運営委託等その運営形態を問わず、名称において客観的に判断する。）は、「フランチャイズチェーン等の方式により、鹿児島県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するもの」に該当し、地場産品基準に適合しません。

地場産品基準第7号の3イ

日置市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

当該役務の調達に要する費用の額について、1人1泊あたりの額が5万円を超えるか否かで判断します。例えば、「〇〇ホテル1泊2日ペア宿泊券」について、その調達に要する費用の額が8万円であれば、当該額を2（2人×1泊）で除した金額は4万円となり、「当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの」に該当しますが、調達に要する費用の額が12万円であれば、当該額を2で除した金額は6万円となり、該当しないこととなります。

地場産品基準第7号の3ロ

日置市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害に指定された非常災害に際して災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるものが該当となります。

なお、特定非常災害発生日から起算して1年を経過する日が属する指定対象期間に提供されるものに限ることとされています。例えば、特定非常災害発生日がn年7月1日である場合には、n年10月1日からn+1年9月30日までの指定対象期間に限ることとなり、特定非常災害発生日がn年11月15日である場合、n+1年10月1日からn+2年9月30日までの指定対象期間に限ることとなります。

地場産品基準第7号の4

日置市内において**地域のエネルギー源**により発電された**電気**であること。

ふるさと納税指定制度の趣旨に鑑み、

- ① 地域資源を活用して、日置市内で発電された電気であって、
- ② 電気の供給契約において、日置市内で発電された電気を提供することが明示されている場合には、

地場産品基準に適合するものとして扱うこととされています。

なお、その際、③返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、当該電気に係る区域内の発電量の範囲内とします。

具体的には、

上記①については、

- ・発電事業者と小売電気事業者間における電気の調達契約等及びトラッキング付非化石証書※1により、日置市内の発電所において地域資源を活用して発電された電気と認められること、

上記②については、

- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「電力の小売営業に関する指針」※2に基づき小売電気事業者と寄附者間の供給契約書面上で「〇〇地域産」など産地価値に訴求していること、

上記③については、

- ・返礼品等として寄附者に提供する電気の総量は、この調達契約等及びトラッキング付非化石証書において表示されている区域内の発電量の範囲内とすること、
- などを満たす場合には、地場産品基準に適合するものと考えられています。

※1 トラッキング付非化石証書

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定する非化石証書であって、電気の発電場所が記載されているもの。

※2 「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定令和6年4月1日最終改定経済産業省）39頁

『vi）「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの』参照

地場産品基準第8号イ

日置市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを**共通の返礼品等**とするもの

地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもあるため、こうした地域における実情を踏まえ、近隣の市区町村同士が共同で共通の返礼品等として取り扱う場合を規定したものです。

したがって、他の市区町村の同意なく、当該他の市区町村の地場産品を返礼品等として取り扱う場合には、該当しません。

「近隣」に該当するかどうかについては、地理的に近隣であって、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市区町村を基本とし、これに該当するかどうかについて、関係市区町村において、地域の実情を踏まえて適切に判断することとなっています。

○ 認められると考えられる例

- ・ 近隣の複数の地方団体が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を、当該複数の地方団体が共通して取り扱うもの
- ・ 連携中枢都市圏に参加する複数の地方団体が同意の上、それぞれの地場産品を組み合わせ提供するもの

× 認められないと考えられる例

- ・ 生産している市町村の同意を得ずに提供している、日置市外で生産された県の伝統工芸品である革製品

地場産品基準第8号ロ

鹿児島県が県内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを鹿児島県及び当該市区町村の**共通の返礼品等**とするもの

地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもあり、その際、市区町村同士で連携する場合のほか、

都道府県が当該都道府県内の市区町村をとりまとめて、共通の返礼品等として取り扱うよう主導することも考えられます。

この場合も、関係する市区町村の同意があることが必要であり、都道府県が中心となって、関係市区町村の合意形成のための調整に努めることとなっています。

○ 認められると考えられる例

- ・ 県内全域の特産物について、県が音頭を取って県内全市町村と連携し、県全域の特産品として、共通の返礼品等として取り扱うもの
- ・ 県内の一定の圏域（歴史的、文化的に関連の深い地域等）内の市町村共通の特産品だが、現在はある市町村でのみ作られているものを、県の主導の下、共通の返礼品等として取り扱うもの

地場産品基準第8号ハ

鹿児島県が県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもあります。

こうした地域における実情を踏まえ、日置市内において生産されていること等の項目には該当しないが、区域内を含む地域資源として、広く一般国民から相当程度認識されている物品である場合には、地場産品として認め得る場合もあると考えられます。

このような場合に該当するかどうかについては、単一市区町村の判断によるのではなく、都道府県が区域内の市区町村の意見を集約した上で、複数の市区町村において共通の地域資源として相当程度認識されている物品を認定することが必要であることとされています。

この場合も、都道府県が中心となって、関係市区町村の合意形成のための調整に努めることとなっています。

○ 認められると考えられる例

- ・ 当該都道府県の区域内の地域資源として、商標登録が行われていて、現にその名称が広く知られている等、広く一般国民から当該都道府県の地域資源であると相当程度認識されている物品

認定を受けた物品を「当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの」としているのは、都道府県による認定を受けた物品であれば、認定を受けた区域内の全ての市区町村が同じ返礼品等を扱う必要はないこととしているものであり、都道府県に認定された物品を取り扱う事業者が一部の市区町村にのみ存在しているような場合においても柔軟な対応を可能としているものです。

なお、都道府県が認定する場合又は認定を変更する場合は、その都度速やかに、総務省へ報告することとなっています。

地場産品基準第9号

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

災害により、生産者が他地域に避難している状態が継続している場合等、返礼品等の提供が不可能である場合において、寄附者に当該地方団体の特産物を思い出してもらふことや、返礼品等の提供をきっかけに、当該地方団体の特産物の生産の再開への支援を呼びかける等の目的から、提供が不可能になった返礼品等の代替品を当該地方団体の返礼品等として取り扱うことが考えられます。

「災害」の範囲について特に限定はしていませんが、一定期間以上に渡って地域の特産品が生産できないことが見込まれるような、相当程度大きな被害が生じるケースを想定しています。

なお、被災地支援を目的としたものであっても、被災団体以外の団体が、被災団体の地場産品を提供することについては、「類するもの」には該当しません。

返礼品登録までの流れ

提供事業者登録
(事業者→市役所)

- 「ふるさと納税返礼品等提供事業者登録申請書
兼誓約書」を提出
- ・郵送、持参によりご提出ください。

返礼品の登録申請
(事業者→市役所)

- 「ふるさと納税寄附金返礼品等登録申請書」を提出
- ・メール、郵送、持参によりご提出ください。

返礼品の基準確認
(市役所→総務省)

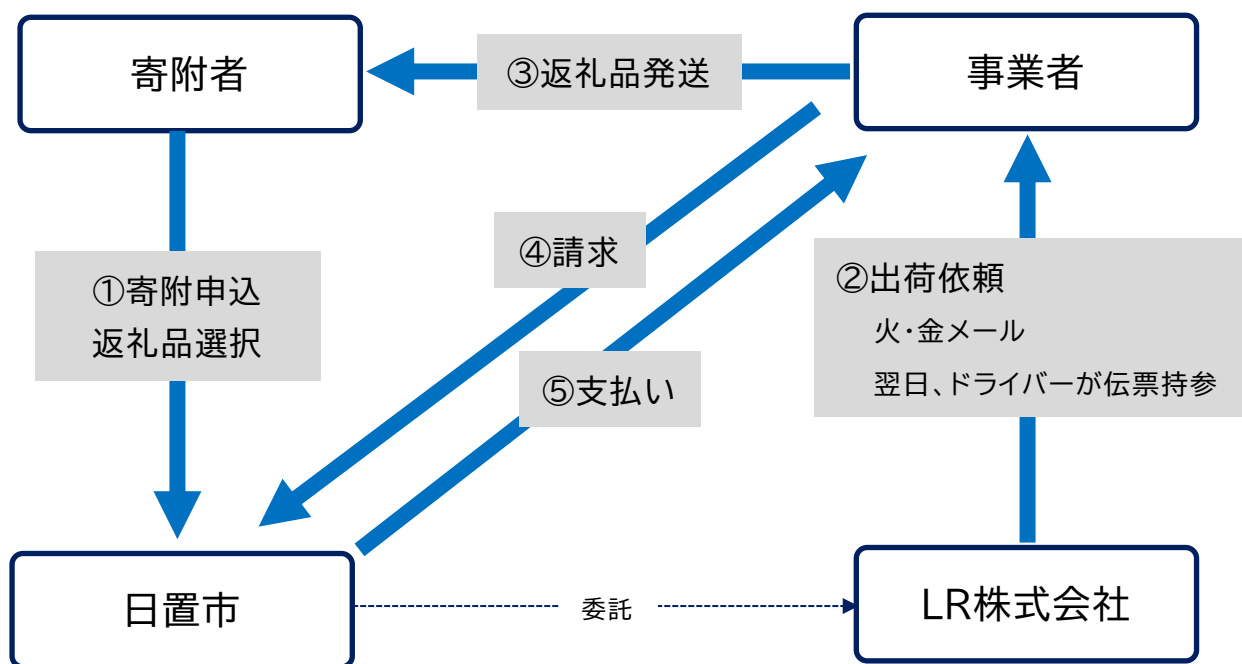
- ・新規返礼品は総務省へ確認が必要となります。
(数量や重量、必要寄附金額等の軽微な変更は不要)

掲載
(LR株式会社)

- ・LR株式会社にて、内容確認、撮影等を行い、
ページを作成します。
- ・ページの最終確認後、ポータルサイトに掲載。

寄附申し込みがあったときの流れ

- ① 寄附者がポータルサイト等から寄附の申し込み及び返礼品を選択します。
- ② 委託事業者であるLR株式会社から、提供事業者へ出荷を依頼します。
基本的に、毎週火曜日・金曜日にメール等にて連絡し、翌日配送事業者のドライバーが伝票を持参します。
- ③ 事業者から寄附者へ返礼品を発送します。
- ④ 市へ返礼品代を請求します。
- ⑤ 請求書に基づき、市から事業者へ返礼品代を支払います。



お問合せ先

日置市役所総務企画部商工観光課商工政策係

TEL 099-248-9409 (直通)

FAX 099-273-3063

e-mail: furusato@city.hioki.lg.jp